別表第二号の二(第32条第4項関係)

業務別費用整理方法

1　第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。

2　国内インターネット活用業務(受信料財源インターネット活用業務のうち、国内放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。)又は国際インターネット活用業務(受信料財源インターネット活用業務のうち、国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。)の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。

3　1及び2の整理により難い費用のうち次の表の左欄に掲げる費用区分に属する費用については、同表の右欄に定める配賦基準によりそれぞれの業務に整理すること。

費用区分	配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費、国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、業務の種類の数の比、コンテンツ制作費比(電気通信回線を通じて提供する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。)又はアクセス数比(電気通信回線を通じた放送番組等の提供に必要な認証設備への接続回数の比をいう。)
給与及び退職手当・厚生費	人員比(第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に従事する職員が当該業務に従事する勤務時間の総体の比をいう。以下この別表において同じ。)
共通管理費	人員比、面積比(第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に使用される施設の占有面積の比をいう。)又は支出額比(第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に係る支出額(共通管理費を除く。)の比をいう。)
減価償却費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比又はコンテンツ制作費比